

【令和8年度人間ドック補助金支給に関する留意事項】

当組合では、人間ドックをお受けになられたとき、補助金申請に併せて当該加入員様(本人・家族)の特定健診データの添付が必須要件となっております。

下記による取扱いとしておりますので、よろしくお願いいたします。

※当組合主催秋開催の生活習慣病健診を受診されるなどで、別途特定健診データの提供が可能な場合についてはこの限りではありません。その旨ご連絡ください。またその場合でも、人間ドック結果からの特定健診データ作成に費用が発生しない場合等におきましては、重複提供いただいても差し支えございません。

- (1) 別添「契約医療機関」と当健康保険組合の間で、当組合加入員の皆様が人間ドックを受診する場合においては、事業所に健診結果を通知する際、特定健診データ・XML形式CD等を①直接健康保険組合に送付する または ②健診結果と併せて事業所様に同CDを提供する とした、どちらか一方の契約を取り交わしております。(一部医療機関を除く)

事業所様におかれましては、人間ドック補助金申請の際に、病院と当該契約内容を相互確認のうえ、①の場合は申請書にその旨をご記入のうえ、また②の場合は当該特定健診データが入ったCDを添付して申請いただくようお願いいたします。

- (2) また、当該契約医療機関以外で人間ドックを受診する場合には、補助金申請時に必須となることから、事業所様と健診医療機関との間で健診結果と併せて当該特定健診データ(XML形式CD)を授受する旨の契約を取り交わしてくださるようお願いいたします。そのうえで当該特定健診データCDを添付して補助金申請をしてください。

- (3) 組合加入員様が個人で人間ドックをお受けになる場合でも、受診申し込み時に、健保名と特定健診データ授受について伝えていただき、受診結果と併せて当該特定健診データが入ったCD等をお受けになってください。そのうえで当該データを添付して、事業所様経由にて補助金の申請をしてください。

※ 別途特定健診に係るデータCD作成に費用が生じる場合は、病院のデータ作成費用領収明細書を添付のうえ御請求いただければ、組合にて負担させていただきます。

※ 健診データCDについて、医療機関未対応(データ化不可)などの理由により入手不可の場合は、お手数となりますが、添付の「特定健康診査(人間ドック受診)結果票」にご記入のうえ、補助金申請書と併せて送付くださるようお願いいたします。